



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 すてきナイスグループ株式会社
代表者名 取締役社長 日 暮 清
(コード番号 8089 東証一部)
問合せ先 取締役 大 野 弘
(TEL. 045 - 521 - 6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を、平成28年6月29日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の当社グループの事業基盤の強化と経営監督機能の向上など総合的に勘案し、現行定款第20条に定める取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が認められたことに伴い、これらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項および第37条第2項の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 (取締役の責任免除) 第29条 (省 略) 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の会社法第423条第1項の責任について、当該 <u>社外取締役</u> が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 (取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役</u> (当会社またはその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人であるものを除く。)との間で、当該 <u>取締役</u> の会社法第423条第1項の責任について、当該 <u>取締役</u> が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第37条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>監査役</u>が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成28年6月29日(水曜日)
平成28年6月29日(水曜日)

以 上